

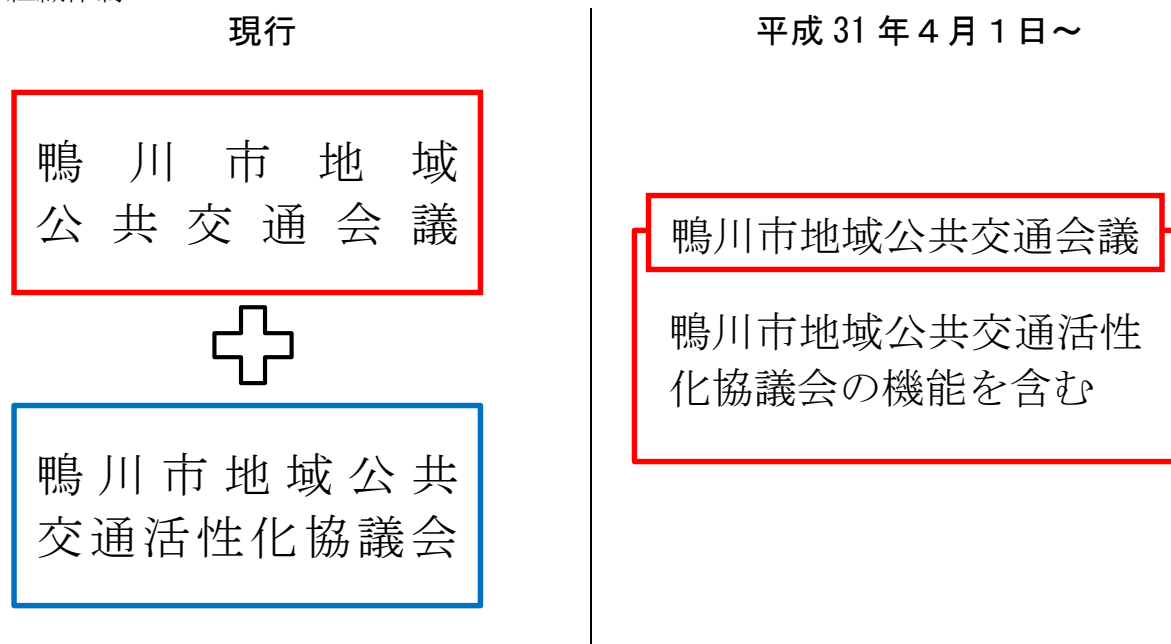
鴨川市地域公共交通活性化協議会の今後の運営等について

1. 要旨

強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針に基づき、非常勤特別職のうち一般会計に係る日額報酬を支給するもの等の報酬について検証し、及び諮問機関のあり方についても検討することとなった。

結果、平成 31 年 4 月 1 日から施行される、「鴨川市附属機関設置条例」に基づき、鴨川市地域公共交通会議（以下、「公共交通会議」）に、鴨川市地域公共交通活性化協議会（以下、「活性化協議会」）の機能を含ませることとなった。なお、活性化協議会は、平成 31 年 4 月 1 日をもって解散することとする。

2. 組織体制



これまで、活性化協議会長名で申請をしてきた、地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金については、鴨川市長名での申請となる。

また、鴨川市地域公共交通網形成計画において、鴨川市地域公共交通活性化協議会（その他、類する標記を含む）とあるものは、原則として、「鴨川市」と読み替えることとする。

3. 委員に関する事項

(1) 委嘱

平成 31 年 4 月 1 日以降、人事異動等による委員の交代がある場合には、各団体から推薦する者は、会議への参画にあたり最も適当と思われる者をお願いしたい。

(2) 任期

現任の委嘱期間（平成 32 年 1 月 30 日）となり、それ以降は、現行どおり 2 年となる。
→任期中に委員の交代を行った場合、前任者の残任期間を委嘱期間とする。

※参考 1 鴨川市附属機関設置条例 経過措置 10 参照

(3) 報酬

現任の委嘱期間中（平成 32 年 1 月 30 日まで）は、これまでと同様に報酬（日額 5,500 円）を支払う。

→平成 32 年 1 月 31 日以降については、日額 5,000 円を支払うこととする。

※次ページ参照

【参考】鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
～ 中略 ～

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

日額報酬表 ※抜粋

区分	報酬の額
地域公共交通会議の委員	5,000 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱される特別職の職員で日額報酬の支給を受けるもの（鴨川市附属機関設置条例（平成31年鴨川市条例第4号）附則第11項の規定により委員として委嘱されたものとみなされたもの及び同日前に委嘱されたものの残任期間を任期として委嘱されるもの（以下「みなし委員等」という。）を除く。）の報酬について適用し、同日前に委嘱された特別職の職員で日額報酬の支給を受けるもの（みなし委員等を含む。）の報酬については、なお従前の例による。

（4）役職

会長及び副会長については、活性化協議会における現任者を引継ぐこととする。

監査委員については、会計処理がないことから、活性化協議会の解散に伴い解任する。

※参考1 第4条参照

4. 現行の要綱・規約等について

（1）以下の要綱については、「鴨川市健康づくり推進協議会設置要綱等を廃止する告示」により、平成31年4月1日をもって廃止する。

○鴨川市地域公共交通会議設置要綱…参考2

（2）以下の規約等については、下記参考3～6のとおり、平成31年4月1日をもって廃止する。

○鴨川市地域公共交通活性化協議会規約…参考3

○鴨川市地域公共交通活性化協議会事務局規程…参考4

○鴨川市地域公共交通活性化協議会財務規則…参考5

○鴨川市地域公共交通活性化協議会会議運営規程…参考6

5. 鴨川市地域公共交通活性化協議会の会計について

鴨川市地域公共交通活性化協議会規約第15条に基づき、決算を行い、平成31年度第1回会議において監査報告を行うこととする。

※参考3 第15条参照

【参考 1】

鴨川市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱等)

第3条 委員は、市長（教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。第6条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長、副会長等)

第4条 会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第3項において単に「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

～ 中略 ～

(経過措置)

10 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定により置かれている附属機関及び附則第3項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により置かれている附属機関は、それぞれこの条例の規定により置かれる同一の名称の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

11 この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関と同一の名称の合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、それぞれ同表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、同日における当該従

前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 12 前項の規定により附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなされた者の数が別表に定める委員の定数を超える附属機関にあっては、第2条第2項の規定にかかわらず、当該者の任期に限り、当該者の数をもって委員の定数とする。
- 13 この条例の施行の際現に従前の附属機関等の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長の職にあるものは、それぞれ別表に掲げる同一の名称の附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長として互選により定められたものとみなす。

～ 中略 ～

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関（抜粋）

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市 地域公 共交通 会議	市長の諮問に応じ、重要な地域公共交通施策に関する事項について調査審議を行うこと及び道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき必要となる事項、国庫補助金交付に必要な交通計画の策定に関する事項等について協議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	19人以内	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3第1項各号及び第2項各号並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第2項各号に掲げる者のうち市長が必要と認める者	2年

【参考2】

○鴨川市地域公共交通会議設置要綱

平成 18 年 12 月 22 日

告示第 156 号

(設置)

第 1 条 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 9 条の 2 の規定による地域公共交通会議として、鴨川市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、市長の諮問を受け、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な旅客運送に関する事項を協議する。

(組織)

第 3 条 交通会議は、市長が主宰する。

2 交通会議は、市長又は市長が指名する職員及び委員 18 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

(2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(3) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者

(4) 関係行政機関の長又はその指名する者

(5) バス等の利用者又は識見を有する者その他市長が必要と認める者

4 交通会議に会長をおき、市長又はその指名する職員をもって充てる。

5 会長は、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ市長が指名する職員がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(協議結果の取扱い)

第 6 条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第 7 条 交通会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 23 日告示第 51 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 30 日告示第 93 号)

この告示は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 17 日告示第 130 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 54 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

【参考 3】

鴨川市地域公共交通活性化協議会規約

（目的）

第1条 鴨川市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、鴨川市横渚1450番地に置く。

（業務）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更に関する協議
- (2) 形成計画の実施に関する連絡調整
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等に関する協議
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

（協議会の委員）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員として委員となっている者の任期については、その職にある期間とする。

3 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第6条 会長は、別表に掲げる委員のうち、鴨川市長又はその指名する者をもって充てる。

（副会長）

第7条 副会長は、委員の互選により定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第9条 委員は、協議会において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

（分科会）

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

（事務局）

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、鴨川市役所経営企画部企画政策課内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第12条 協議会の運営及び事業に要する経費は、補助金、負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年3月26日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 協議会設立時における委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日をもって廃止する。

別表 (第4条関係)

関係条項	委員
法第6条第2項第1号	鴨川市長又はその指名する者
法第6条第2項第2号	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表 社団法人千葉県バス協会会長又はその指名する者 千葉県安房土木事務所長又はその指名する者 東日本旅客鉄道株式会社安房鴨川駅駅長
法第6条第2項第3号	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者 千葉県鴨川警察署長又はその指名する者 社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会会長又はその指名する者 鴨川市校長会会長又はその指名する者 市内公共交通機関の利用者及び代表者

【参考４】

鴨川市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第１条 この規程は、鴨川市地域公共交通活性化協議会規約第１１条第４項の規定に基づき、鴨川市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第２条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (１) 協議会の会議に関すること
- (２) 協議会の資料作成に関すること
- (３) 協議会の庶務に関すること
- (４) 前３号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第３条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

２ 事務局長は、鴨川市経営企画部企画政策課長をもって充てる。

３ 事務局員は、鴨川市経営企画部企画政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第４条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (１) 事務局の運営に関すること
- (２) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること
- (３) 物品及び現金の出納に関すること
- (４) 前３号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

(文書の取扱い)

第５条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、鴨川市において定められている公文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第６条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

２ 協議会の公印の保管、取扱い等については、鴨川市において定められている公印の取扱いの例による。

(補則)

第７条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成２６年３月２６日から施行する。

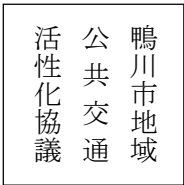
附 則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３１年４月１日をもって廃止する。

別表

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
鴨川市地域公共交通活性化協議会会長之印		てん書	24mm× 24mm	会長名をもって発する文書	1	事務局長

【参考5】

鴨川市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴨川市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、鴨川市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第2条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第3条 協議会の予算は、国からの補助金、鴨川市からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮り、その承認を得るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算について協議会の承認を得たときは当該予算書の写しを速やかに鴨川市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮り、その承認を得るものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により協議会の承認を得た場合に準用する。

(予算区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、鴨川市の例により行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、鴨川市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、その他必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、毎回会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第13条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに鴨川市長に送付しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年3月26日から施行する。

(協議会設立年度における会計年度の特例)

2 協議会の設立当初の会計年度は、第2条の規定にかかわらず、協議会が設立された日から平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日をもって廃止する。

別表第1

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2

款	項	目
1 総務費	1 総務費	1 会議費
		2 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業費
		2 調査研究費
		3 租税公課
		4 振込手数料
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費

【参考6】

鴨川市地域公共交通活性化協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴨川市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第8条第4項の規程に基づき、鴨川市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

(代理出席)

第3条 規約別表に定める委員のうち、次に掲げる者は、やむを得ず会議を欠席する場合は、その属する団体から代理のものを出席させることができる。

- (1) 千葉県安房土木事務所長又はその指名する者
- (2) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (3) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (4) 千葉県鴨川警察署長又はその指名する者
- (5) 東日本旅客鉄道株式会社安房鴨川駅駅長
- (6) 鴨川市校長会会長又はその指名する者

(会議録の調製)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の所属、職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長が指名する議事録確認者が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第5条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、非公開とされた部分については、これを公開しないことができる。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 傍聴者の定員は、10名とする。

3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に自己の住所及び名前を記入しなければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日をもって廃止する。